

農業経営基盤強化促進法の基本要綱

(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知) 改正概要

1 主な改正内容

○認定農業者制度について（第 6 関連）

- ・認定申請者及び認定農業者の経営管理能力の向上のため、認定庁が研修プログラムを紹介するよう規定。

○地域計画について（第 12 関連）

- ・ブラッシュアップが着実に進むよう、体制の整備や関係機関の役割等に関する記載を充実（令和 7 年 9 月 30 日付け経営局長通知等の内容を反映）。
- ・地域計画の区域内の土地の農地転用について、一定の場合には、地域計画の変更案の公告・縦覧前であっても、開発事業等に着手して問題ない旨を明確化。
- ・個人情報漏洩関係の注意喚起について規定。

○その他、表現の適正化等の所要の改正。

2 施行日

令和 8 年 4 月 1 日 施行

3 施行先

各地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長、
公益社団法人全国農地保有合理化協会会長、
一般社団法人全国農業会議所会長、
全国農業協同組合中央会会長、
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁、
全国土地改良事業団体連合会会長